

平成24年5月23日 開会
平成24年5月 日 閉会

平成24年第3回江差町議会臨時会 議案

署名議員

署名議員

議 案 目 次

報告第1号	和解及び損害賠償額の決定についての専決処分について……………	P 1
承認第1号	平成24年度江差町一般会計補正予算(第1号)の専決処分 の承認を求めることについて……………	P 3
議案第1号	町有財産の無償貸付について……………	P 15

報告第1号

和解及び損害賠償額の決定についての専決処分について

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成24年5月23日提出

江差町長 濱谷 一 治

提案理由

地方自治法第180条第1項に規定する、議会の委任による議決事件について専決処分をしたので報告する。

専 決 処 分 書

次のとおり和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

平成24年4月12日

江差町長 濱 谷 一 治

和解及び損害賠償額の決定について

1 当事者

(甲) 江差町

代表者 江差町長 濱谷一治

(乙) 江差町在住 A 氏

2 事故の概要

(1) 平成24年4月4日午前11時30分頃において、甲が管理する港湾施設の外灯の基礎根元部分の金属が腐食し、強風に煽られ根元部分から折れたことにより、近くに駐車していた乙所有の車両に接触し車両右側後部に損傷を与えたものである。

(2) 甲及び乙は、上記に起因する損傷について甲の負担と責任において補修することとして交渉を進め、和解することで合意を得たものである。

3 和解及び損害賠償額の概要

(1) 甲及び乙は、上記に起因する車両の補修に係る費用が64,429円であると確認し、甲の加入する損害賠償保険にて補修するものとする。

(2) 甲及び乙は、上記事故について今後どんな事情が生じても、いかなる名目を問わず各自相手方に対し何らの請求をしない。

承認第1号

平成24年度江差町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を
求めることについて。

平成24年度江差町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年5月23日提出

江差町長 濱谷 一治

提案理由

町有地法面の崩落による被害拡大防止のために、所要の経費について専決処分をしたことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成24年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

平成24年 4月27日
江差町長 濱 谷 一 治

平成24年度江差町一般会計補正予算（第1号）

平成24年度江差町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ315千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,596,961千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	財産管理費	町有地法面応急対策	315					315	
計			315					315	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰越金		100	315	415
	1 繰越金	100	315	415
歳入合計		4,596,646	315	4,596,961

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		756,755	315	757,070
	1 総務管理費	712,474	315	712,789
歳出	合計	4,596,646	315	4,596,961

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
18 繰越金	100	315	415
歳入合計	4,596,646	315	4,596,961

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2総務費	756,755	315	757,070				315
歳出合計	4,596,646	315	4,596,961	0	0	0	315

(2) 歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
18 繰越金	100	315	415
1 繰越金	100	315	415
1 繰越金	100	315	415
歳入合計	4,596,646	315	4,596,961

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1 前年度繰越金	315	前年度繰越金

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	756,755	315	757,070				315
1 総務管理費	712,474	315	712,789				315
5 財産管理費	64,694	315	65,009				315
歳出合計	4,596,646	315	4,596,961	0	0	0	315

単位：千円

節		説明
区分	金額	
15 工事請負費	315	町有地法面崩落防止応急工事

議案第1号

町有財産の無償貸付けについて

次のとおり町有財産を無償で貸し付けたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議決を求める。

平成24年5月23日提出

江差町長 濱谷 一 治

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 貸付財産 | 土地 所在 江差町字田沢町419番地2
面積 1,686.64㎡

土地 所在 江差町字田沢町419番地20
面積 190.58㎡ |
| 2 貸付けの相手方 | 江差町字田沢町542番地の3
社会福祉法人 江差福社会
理事長 半澤 節子 |
| 3 貸付理由 | 学校跡地等の利活用が図られ、新たな雇用の場が確保されるなど地域への経済波及効果が大きいため |
| 4 貸付期間 | 平成24年6月1日から平成34年5月末日まで |

提案理由

公益上の理由により町有財産を無償で貸し付けるため、貸付について議会の議決が必要であるため。